

平成 28 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 本日の議事日程について	1
1. 付議案件について	2
1. その他	16

平成 28 年 6 月 13 日 (月曜日)

議会運営委員会会議録

○記録担当書記

嶋田和博君

梅野展文君

平成28年6月13日 月曜日

午前9時01分開議

午前9時58分閉議（実時間 57分）

（午前9時01分 開会）

○本日の会議に付した案件

1. 本日の議事日程について

(1) 市長提出案件

(2) その他

1. 付議案件について

(1) 委員会付託

(2) その他

1. その他

○本日の会議に出席した者

委員長 野崎伸也君

副委員長 松永純一君

委員 亀田英雄君

委員 中山諭扶哉君

委員 成松由紀夫君

委員 古嶋津義君

委員 前垣信三君

委員 増田一喜君

委員 村上光則君

委員 村川清則君

委員 山本幸廣君

議長 鈴木田幸一君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

総務委員会委員長 堀口晃君

○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局長 東坂宰君

○委員長（野崎伸也君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）開会前ですけれども、きのうもですね、震度5弱というような地震がありまして、多分ですね、皆さん方もびっくりされたかと思えますけれども、ひとつですね、皆さん方の御協力いただいて、市議会の防災の関係で指針とか、そういったものをですね、つくらせていただいたんですけれども、あの中にですね、震度5以上ですね、地震があったときは安否の確認、連絡をですね、議長のほうにするというような項目もありまして、確認をしたところ、私でもですね、申しわけない、してないんですけれども、連絡をするというようなことがですね、申し合わせということで決まっておりますので、今後はですね、きちとした対応をですね、お願いをさせていただきたいというふうに思いますので、また皆さん方帰られて、各会派でもそういう話をさせていただければと思います。

きょうからですね、議会始まりますけれども、非常にですね、注目された議会になるかというふうに思いますので、短い期間ではありますけれども、皆さん方の真剣なですね、しっかりとした審議をですね、お願いをさせていただきたいというふうに思います。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

◎本日の議事日程について

○委員長（野崎伸也君） まず、本日の議事日程についてを議題とし、（1）市長提出案件20件について説明を求めます。

東坂議会事務局長。

○議会事務局長（東坂宰君） おはようござ

います。「おはようございます」と呼ぶ者あり）本日から6月の定例会が始まりますが、よろしくお願ひいたします。説明につきましては着座にていたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事日程の（1）市長提出案件20件につきまして説明をいたします。お手元の平成28年6月定例会議事日程第1号をごらんいただきたいと思ひます。

まず、日程第1、会期の決定につきまして、本日から6月21日までの9日間とお決めいただいた後、日程第2から日程第21までの市長提出案件の議案20件を一括議題として、市長から提案理由の説明があります。その後、質疑を経て、委員会付託が行われ、延会となります。

なお、定例会開会前に、人事異動によります政策審議監及び新任部長の紹介が行われることになっております。

また、開会直後には、熊本地震によって犠牲となられた方々に対して黙祷をささげることとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） ただいま説明が終わりましたけれども、何か質疑等ございせんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、次に（2）その他について何かありませんか。

東坂議会事務局長。

○議会事務局長（東坂 宰君） 報告でございます。2点ございまして、まず1点目は、本日、秘書広報課及び報道機関から、議場において写真及びテレビの撮影をしたいとの申し出がっておりますので、議長と協議の上、これを許可することいたしました。

2点目は、議場となります鏡文化センターホ

ールについてでございますが、施設の管理者より、会議中にもし震度4以上の揺れがあった場合は、念のため避難されたほうがいいのではないかという話がありました。つきましては、その際は、一旦休憩をしていただきまして、まずは傍聴者の方々を退席させた後、議長の判断で会議の続行の可否を決定いたしたいと思ひます。

以上で報告を終わります。

○委員長（野崎伸也君） 今ほど報告ありましたが、議員各位におかれましては、お酌みおきをいただきたいというふうに思ひます。

◎付議案件について

○委員長（野崎伸也君） それでは次に、付議案件についてを議題とし、（1）委員会付託の（イ）議案20件について説明を求めます。

東坂議会事務局長。

○議会事務局長（東坂 宰君） お手元の委員会付託表（議案）をごらんいただきたいと思ひます。今回、委員会への付託予定案件は、予算議案5件、事件議案13件、条例議案2件の合計20件でございます。

まず、経済企業委員会では、議案第67号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第2号の関係分、及び議案第69号・平成28年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第1号の予算議案が2件、議案第72号・専決処分の報告及びその承認について、これは平成27年度八代市一般会計補正予算の第10号でございますが、その関係分、議案第77号・専決処分の報告及びその承認について、平成28年度八代市一般会計補正予算の第1号（関係分）、議案第78号・専決処分の報告及びその承認について、平成28年度八代市水道事業会計補正予算の第1号、及び議案第79号・専決処分の報告及びその承認について、平成28年度八代市病院事業会計補正予算・第1号の事件議案4件、

合わせて6件でございます。

次に、建設環境委員会では、議案第67号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第2号の関係分、及び議案第71号・平成28年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号の予算議案が2件。議案第72号・専決処分の報告及びその承認について、平成27年度八代市一般会計補正予算・第10号の関係分、議案第77号・専決処分の報告及びその承認について、平成28年度八代市一般会計補正予算・第1号の関係分、議案第80号・専決処分の報告及びその承認について、平成28年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号、議案第82号・契約の締結について、八代市環境センターマテリアルリサイクル推進施設の建築工事でございます。続きまして、議案第83号・契約の締結について、同センターのリサイクル推進施設プラント設備工事、及び議案第84号・契約の締結について、同センターマテリアルリサイクル推進施設建築電気設備工事の事件議案6件、合わせて8件でございます。

次に、文教福祉委員会では、議案第67号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第2号の関係分、議案第68号・平成28年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号、及び議案第70号・平成28年度八代市診療所特別会計補正予算・第1第の予算議案が3件、議案第73号・専決処分の報告及びその承認について、平成27年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第4号、議案第75号・専決処分の報告及びその承認について、八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第77号・専決処分の報告及びその承認について、平成28年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）、及び議案第81号・専決処分の報告及びその承認について、平成28年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号の事件議案4件、議案第86号・八代市放課後児童健全育

成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての条例議案1件、合わせて8件でございます。

次に、総務委員会では、議案第67号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第2号の関係分の予算議案1件、議案第72号・専決処分の報告及びその承認について、平成27年度八代市一般会計補正予算・第10号の関係分、議案第74号・専決処分の報告及びその承認について、八代市市税条例等の一部を改正する条例、議案第76号・専決処分の報告及びその承認について、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第77号・専決処分の報告及びその承認について、平成28年度八代市一般会計補正予算・第1号の関係分の事件議案4件、議案第85号・八代市行政財産使用料条例の一部改正についての条例議案1件、合わせて6件であります。

なお、次のページ以降に、議案第67号、72号及び77号につきましては、それぞれ歳入の文言事項及び歳出の款項目別の詳細な付託表を添付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） ただいま説明が終わりましたけれども、何か質疑等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、お手元の付託表のとおり、その審査を各常任委員会に付託することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（ロ）請願・陳情14件について説明を求めます。

東坂議会事務局長。

○議会事務局長（東坂 宰君） 続きまして、
（ロ）請願・陳情について説明いたします。

お手元の請願・陳情付託先審査用（議会運営委員会用資料）をごらんいただきたいと思ます。横書きの資料でございます。

定例会開会前の6月10日、午後5時までに受理いたしましたのは、請願2件、陳情12件でございます。

まず、請願第1号・2016年熊本地震に伴う八代地域圃場被害に対する公的整備による早期復旧についてでございますが、これは、八代市島田町876番地の井村憲一さん外3人から提出されたもので、担当課は農林水産部農地整備課になっております。なお、紹介議員は村上光則議員、友枝和明議員、福嶋安徳議員でございます。

次に、請願第2号・障がい者に対する就労・雇用機会の確保についてでございますが、八代市郡築一番町275番地1、八代市障がい者福祉事業所協議会会長の沖田芳治さんから提出されたもので、担当課は第1項が市民環境部環境センター建設課、第2項が財務部新庁舎建設課、及び第3項が健康福祉部障がい者支援課となっております。なお、紹介議員は中村和美議員、橋本隆一議員、庄野末藏議員、松永純一議員でございます。

次に、陳情第3号・八代民族芸能伝承館、仮称でございますけれども、の整備についてでございますが、これは、八代市新町5番54号、八代妙見祭保存振興会会長、濱大八郎さん外3人から提出されたもので、担当課は経済文化交流部の文化振興課となっております。

次に、陳情第4号・新庁舎建設についてでございますが、これは、八代市松江城町6番6号、八代商工会議所会頭、松木喜一さん外3人から提出されたもので、担当課は財務部新庁舎建設課となっております。

次に、陳情第5号・新庁舎建設における千丁支所等の利活用についてでございますが、これは、八代市千丁町新牟田463番地2の藤本政美さん外2人から提出されたもので、担当課は企画振興部企画政策課となっております。

次に、陳情第6号・中心市街地活性化についてでございますが、これは、八代市本町1丁目5番28号の本町1丁目商店街振興組合理事長、瀬戸川祐二さん外3人から提出されたもので、担当課は経済文化交流部商工政策課となっております。

次に、陳情第7号・日奈久温泉旅館協同組合震災復旧復興についてでございますが、これは、八代市日奈久上西町336番地3の日奈久温泉旅館協同組合代表理事、松本寛三さんから提出されたもので、担当課は経済文化交流部観光振興課となっております。

次に、陳情第8号・「織屋」「レンガ倉庫」改修についてでございますが、これは、八代市日奈久塩南町甲13番地の日奈久住民自治会会長、平田啓爾さん外3人から提出されたもので、担当課は観光振興課となっております。

次に、陳情第9号・鏡支所等の存続と活性化についてでございますが、これは、八代市鏡町貝洲377番地の勝田正弘さん外1人から提出されたもので、担当課は企画政策課となっております。

次に、陳情第10号・新庁舎建設における鏡支所等の活性化についてでございますが、これは、八代市鏡町内田826番地1の松田勝年さんから提出されたもので、担当は企画政策課となっております。

次に、陳情第11号から陳情第14号までは、いずれも鏡支所の活性化についてと題した同文内容でございますが、提出者は陳情第11号から順に、八代市鏡町鏡8番地の小林洋さん、同鏡19番地3の園田征紀さん、同鏡6番地1の中島健蔵さん、同鏡53番地の堤千代さ

んでございます。担当課は企画政策課となっております。

また、委員会へ参考送付といたしまして、お手元に配付いたしておりますとおり、平成28年熊本地震に関する3本の意見書提出に関する依頼書1件を受理いたしましたので、前回報告分とあわせまして、担当委員会に参考までに送付することとさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） ただいま、請願・陳情について説明が終わりました。何か質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） なしということで、それでは、委員会への付託をどのようにいたしますでしょうか。

亀田委員。

○委員（亀田英雄君） いつものように、委員長に進めてもらえばと思いますが。

○委員長（野崎伸也君） それでは、委員長にということですので、お手元の別紙に基づいてですね、1つずつ、1項目ずつ決定をしていきたいと思っております。

まず、請願第1号・2016年熊本地震に伴う八代地域圃場被害に対する公的整備による早期復旧についてと。担当課は農林水産部農地整備課ということでございます。付託委員会については経済企業委員会ということで決定をしたいと思っております。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 続いて、請願第2号・障がい者に対する就労・雇用機会の確保について、こちらについては項目が3つありました。それぞれに項目が非常にきちんと分かれています部分がありまして、まず第1項目については、説明がありましたとおり、担当課は市民環境部環境センター建設課ということでございます。よって、建設環境委員会、第1項目めは建

設環境委員会ということにいたします。第2項目めについては、担当課は財務部新庁舎建設課ということでございます。こちらについては新庁舎建設特別委員会のほうに付託いたします。

3項目め、こちらについては担当課は健康福祉部障がい者支援課ということでございますので、文教福祉委員会に項目を分けて付託をいたします。

陳情第3号・八代民族芸能伝承館（仮称）の整備についてと。担当は経済文化交流部文化振興課ということでございますので、経済企業委員会に付託をいたします。

陳情第4号・新庁舎建設について、こちらについては財務部新庁舎建設課が担当ということでございますので、新庁舎建設特別委員会に付託をいたします。

陳情第5号・新庁舎建設における千丁支所などの利活用について、こちらも担当は企画振興部企画政策課ということでございます。庁舎建設特別委員会のほうに付託をいたします。

成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 企画になつとるでしょう。——済みません、声がちょっと、あんま調子がよくなかばってん。これは総務じゃなかですか、通常でいけば。支所活用とか支所の利活用というところで、庁舎特別委員会でも企画部長に答弁いただき、企画部長にしとるわけだから、これについては総務が担当と考えますが、いかがですかね。

○委員長（野崎伸也君） 委員長の見解としてはですね、皆さん方にちょっとお話をしたいんですが、今回、陳情・請願が非常に多く上がってきているという中で、また議会の中では庁舎建設の特別委員会が行われてるというようなこととございまして、この中身を見てみますと、新庁舎建設の中でというような文言がですね、多岐にわたって入っている部分が見受けられます。そういった部分については、議会の

ですね、特別委員会をですね、設置したときにですね、そういった新庁舎建設に係るものについては特別委員会のほうに総務委員会から移管をさせていくと、所管をですね、移すというようなことで決定をしてきた経緯がありましたので、委員長としては、新庁舎建設というような文言が入っている分についてはですね、特別委員会のほうに付託をさせていただきたいなというふうに思っております。委員長の案でございますので、皆さん方がまた御協議いただければとは思いますが。

古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 古嶋でございます。陳情第5号のところ、今、その要旨をちょっと読みますと、やっぱりここは千丁の方でしょうが、最後にやっぱり千丁・鏡支所の活用を切に願うということですから、私はこれは総務委員会ではないかなというふうに、そういう見解でございます。

○委員（亀田英雄君） 委員長が事前に内容を吟味してですね、そのように審査されたということで、委員長の見解を尊重したいと思えます。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員（古嶋津義君） 議長の諮問機関だと思いますので、議長の見解を少し求めたいと思います。

○委員長（野崎伸也君） 今、古嶋委員から議長の見解を求めたいというような御意見がございましたが、委員の皆さん方、よろしいですか。求めてよろしいですか。求められますか。

村上委員。

○委員（村上光則君） 先ほど委員長が言われたように、当初から、この新庁舎については総務委員会から特別委員会に移しますよということが決まっちゃったように私は思います。だから、そのようにしていいんじゃないですか。

○委員（増田一喜君） いや、ここの文言読めばですね、千丁・鏡支所を有効利用してくださ

いちゃう話であって、新庁舎を建設する中身については別に関係ないようなもんだから、やっぱり総務のほうでやらないとおかしくなるんじゃないですか。そう思います。

○委員（中山諭扶哉君） この文言の中にもありますけど、新庁舎建設の中で地域再生への配慮ということでございますので、私はもう新庁舎建設のほうだと思います。

○委員長（野崎伸也君） 済みません、先ほど、古嶋委員からですね、議長にお話をお聞きしたいということでしたが、委員の皆さん方の総意があれば、そういうふうに発言を求めますけれども。

○委員（山本幸廣君） 議長の諮問であろうが、委員長が、はっきり言ってから進めていくわけですけんだから、それは委員が、お願いあったんですけども、何で議長にそれを聞く必要があるんですか。諮問されたんでしょう、委員会に。私はそう思います。

○委員（成松由紀夫君） 特別委員会の中ですよ、切り分けて支所活動とか、そういう部分のために企画部長が入るとんなってでしょう、答弁に。あれが入るとんならんで、全部財務部長が答弁されてるような部分があればすんなりいいんですけども、やっぱり支所活用と支所の利活用の部分はやっぱり企画だということで、特別委員会の中でも何回も見解を答弁していただいているような経緯があるから、これには付託担当課がちゃんと企画てうたわれとるわけだけん、それはもうすんなり総務でやるのが筋であって、それを議長がどういう見解で、これです、新庁舎建設特別委員会というようなことでやってしまうと、担当課から外れるような先例をつくるわけだから、だから、その先例をつくることに対して古嶋団長は、議長はこういうふうに考えているのかという話だから、聞く分には聞かれていいだろうし、聞かないにしても、担当課じゃないところに付託するっていう

ことについては、ちょっとしっかり議論しない
と。企画部長が庁舎特別委員会で答弁者で入っ
てくるのはだめ、筋論から言って。

○委員（山本幸廣君） もともと陳情を見て
も、新庁舎建設におけるということの、当初、
冒頭からですね、この旨が書かれてきとるんで
すよ。内容にはいろいろと、内容は精査する中
でいろいろとありますよ。だけど目的というの
は新庁舎建設に係るということですから、私は
特別委員会に移管させていただいたんですか
ら、その前に総務委員会できちんとしていいわ
けですからですね。私は特別委員会に付託をし
てくださいと。

○委員（村川清則君） 要旨の中に一言でも新
庁舎建設と書いてあれば新庁舎建設特別委員会
になるのかといえば、それもおかしな話で、こ
の要旨からいったら、私は総務委員会がことだ
と思います。

○委員（亀田英雄君） 新庁舎建設の特別委員
会にもですよ、逆の意味で企画部長もその中で
いろんな話が出てくつとですけん、参加されと
るわけですけん、説明でくつとですよ。で、
そっち、新庁舎建設で、それはもうとりようで
すけん、どこですかという話ですばってん
が、新庁舎建設で出とれば新庁舎建設の特別委
員会ですべきだというふうに考えます。

○委員長（野崎伸也君） 先ほども委員長の考
えということでお話をさせていただきましたが、
新庁舎建設というのが文言的にですね、入
ってればというようなことと言いましたけれど
も、やっぱりさきの委員会、議会として特別委
員会をつくった経緯の中ですけん、総務委員会
からその所管をですね、移行していると、移管
しているという部分がありますので、委員長と
しては、こちらの第5号についてはですね、特
別委員会のほうで付託し、審議をしていただき
たいというふうに思いますが、よろしいでしょ
うか。（「異議なし」「いやいやいや」と呼ぶ

者あり）

○委員（成松由紀夫君） そういう先例をつく
るとね、担当課で……

○委員長（野崎伸也君） 成松委員、先例には
ならんとと思う。（委員成松由紀夫君「いやい
や、先例になると……」と呼ぶ）いやいや、特
別委員会がなかったら、普通にいくとですよ。
あるもんだからということで、今お願いをして
いるところですので。

○委員（成松由紀夫君） 担当課でいつも、庁
舎建設でも、支所の活性化、山本委員といろい
ろ話すとき、その見解は一緒なんだと、支所
活用、支所の活性化、これはせないかぬとい
うのがもう統一見解で、福永部長に答弁いた
だいてる中でね、この企画っていう部分で出て
くる部分は、やっぱり総務は総務で、支所の活
性化と切り分けていつも我々は質問しとるつも
りなんですよ、そこは。だから、それを何でも
かんでも庁舎建設について、支所の活性化、
利活用はね、それは総務委員会でやっぱり議
論すべきだと、委員長、思うんだけどね、俺は。

○委員（山本幸廣君） 今、集中と分散だけ
んから、どうしてもそれ、——委員長、よろ
しいですか。集中と分散になるんですよ、こ
の支所活用についても、新庁舎建設で。だか
らこそ特別委員会なんです。両論併記したで
しょう。今、パブリックコメントをお願いし
とるんじゃない、市民の方々に。だからこそ
特別委員会なんです。諮ってください。

○委員（成松由紀夫君） 決して集中、分散
だけじゃなくて、やっぱり支所の活用、活
性化ちゅうのがしなきゃいかぬというの
は一緒なんです。ただ、それは集中型、分散
型と、我々の考え方は、それはそれぞれで
やろうと。だから福永部長に、この間も
特別委員会の中で、支所の活性化はやり
ましよう、しかし、それは切り分けて考
えましよう、庁舎建設と支所の活性化
をとるのはある。でも、支所の利活

用と活性化はやっぱり総務ですよ、これ。担当課（聴取不能）（山本委員「あれは両論併記したときに、右側にきちっとそれを併記してから特委員別会で満場一致で決めたじゃなかですか」と呼ぶ）満場一致で……。 （山本委員「満場一致だったたい」と呼ぶ）いや、両論併記は苦渋の決断でしょう。（聴取不能）

○委員長（野崎伸也君） 濟いませぬ、よろしいですか。手を挙げてからですね、発言をお願いします。

山本委員。

○委員（山本幸廣君） 両論併記で、今、市民の方でパブコメで一生懸命ですよ。支所なり出張所等ですね、市民の方々もたくさんの興味を持っておられる。これは調査特別委員会で審議した中ですね、ああいうまとめ方をしたんじゃないですか。それはやっぱり支所があって、鏡支所も入るとるんじゃないですか、私たちが、その分散のほうに。一緒じゃない、両論併記してから。だから、その関係については全部、支所の活用も含めて、新庁舎建設におけるのですから。これをしっかり皆さんに理解していただければ、何も。これを何か嫌なほうに持っていくこと自体がおかしいんですよ。委員長、整理してくださいよ。

○委員長（野崎伸也君） 濟みませぬ、先ほどから何回も委員長のですね、考えをお話をさせていただいておりますけれども、（「なんかい正々堂々と」と呼ぶ者あり）新庁舎建設に係る件については、当初から総務委員会から所管がえをしておりますので、委員長としては、新庁舎建設というものが出来れば新庁舎建設特別委員会のほうで審議をいただくというふうな方向性をお示しをさせていただきたいというふうに思います。

ただし、先ほどからですね、あつてます、成松委員がちよっと懸念されております、先例をつくっちゃいかぬというのがですね、心配いた

だいておるんですが、特別委員会というのがなかなかこれまでですね、あつたというのありませんし、今回そういったものがつくられてるというのがありますんで、せっかくでするのでそこに付託もさせてくださいというようなことをですね、やってるわけであつて、先例として残っていくというようなことは決してないというふうに私は思いますので、その辺のところもですね、先例としては残していかないんだよというところも、各委員の皆さんがお酌みおきをいただければ間違いのないのかなというふうに思いますので。（「異議なし」と発言する者あり）

（聴取不能）

古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 先ほど、議長の見解を求めると言いましたが、中山委員から強く反対の声がありましたので、そのように私は受けとめます。願意からいけばですね、これはどうしても私は、千丁・鏡支所の活用を切に願うということでありまして、私は総務委員会であろうというふうに私自身は思っておりますし、また、この前、皆さん方が請願・陳情をされた方に対しまして招致をされた、そういうことも可能だというふうに思っておりますが、その辺のところは、委員長、いかがでしょうか。

○委員長（野崎伸也君） 招致、あ、はい。（笑声、委員古嶋津義君「参考人招致」と呼ぶ）

参考人招致についてはですね、請願・陳情を出された方々ですね、権利でありますので、議会がどうこう言うというようなことじゃなくて、自分たちが出した方々がやりたいということであれば、それはですね、認められるべきだというふうに思いますし、あえて委員会の中でも、招致をしてお話を聞きたいということであれば、それも結構かというふうに私は思います。

成松委員。

○委員（成松由紀夫君） ちょっと何か違和感感じるんだけど。あくまで議運は全会一致で進めていくべきだし、担当課からいったら、もう順当に行けば総務でもんでいいわけだから、それが今こういうふうに2つ、両論併記の話と一緒になんだけれども、こういう状況の部分でね、議長の諮問だけん、議長はこの辺にはどういうふうを考えられるのかをひとつ聞きたいんです。それは1つ参考意見として。

○委員長（野崎伸也君） 成松委員が言われたように、古嶋委員も言われたんですが、私としてはですね、皆さん方の総意があれば聞きますけれど、私としてはもう聞く必要はないかなと思っておりますんで、皆さん方が委員として、皆さん方が、じゃあ聞こうやという話になれば、それは聞きますけれども。

亀田委員。

○委員（亀田英雄君） それこそ先例をつくる話ですね、付託されとる議運がしっかり議論して出すべき答えだというふうに思います。

○委員長（野崎伸也君） はい。済みません、長々とですね、まだ先にも6号から以下ありますんで、ここら辺でちょっと区切りをつけさせていただきますと思います。

先ほどですね、1つずつというようなことで、今、話をしておりますけれども、先ほど来から言っておりますとおり、総務委員会の所管について、特別委員会のものがですね、出てくれば、そこは全部所管がえをしているということがありますので、よろしければ皆さん方ですね、御理解をいただいて、陳情第5号についてはですね、（委員成松由紀夫君「いやいや、委員長、後にも同じ案件が続いてるでしょう。だから、ここが大事なんです。もうここで決まったら、もうあとはそれにならうわけだから、支所活用は」と呼ぶ）ということで、お話をさせていただいているんですが。（委員成松由紀夫君「だから、いや、それは同意はできない

て。総務は総務よ、これ順当に」と呼ぶ）そこにこだわる理由がわからないんですけれども。

（委員山本幸廣君「何でこだわるとるか聞いてください、委員長。理由」と呼ぶ）理由をちょっと。（委員成松由紀夫君「いや、企画だから」と呼ぶ）（委員山本幸廣君「何の企画」と呼ぶ）いや、企画だろうが何だろうが、先ほど来から言っているとおり、所管がえしてるんですよ。だけん、特別委員会で総務委員会が本来やるべきこと、前回の議会でも、予算の関係でも何でもですよ、移してるんですから、そこは全然理にかなわないということはないと思います。（「所管がえは全部じゃないでしょう」「総務のやつを全部所管がえしとるわけ」と呼ぶ者あり）新庁舎に係るやつは全部ですよ。係るやつは全部です。（委員成松由紀夫君「これは新庁舎とは我々は思わないちゅうわけ」と呼ぶ）

ちょっと待ってください。ちょっと待ってください。新庁舎に係るじゃないで、もう題名から新庁舎建設に係るってなってますんで、これ見た瞬間にそうなりますよ、実際。（委員成松由紀夫君「支所活用よ」と呼ぶ）（委員村上光則君「委員長、発言がまとまんやったら採決をとってください。全会一致で先ほど言われましたが、これまでも全会一致で（聴取不能）なかったですよ」と呼ぶ者あり）（「手を挙げて言ってください」「挙げてますよ、もう」「まだ指名当ててない」と呼ぶ者あり）

よろしいですかね。

古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 私は異議がございませぬ。それと、議長みずから発言されても私はいと思います。

以上です。（委員成松由紀夫君「議長はどう考えてんだ、大体」と呼ぶ）（別に委員長の考えどおりでいいんじゃない」と呼ぶ者あり）

（委員山本幸廣君「議長みずからて、議長は番

外でも指名をしなければ発言できないとわかってるでしょうが、大体が。委員長、それ諮って、指名してください」と呼ぶ)

○委員長(野崎伸也君) それは言うあれもないんです、本当に。(委員山本幸廣君「議長経験者ならわかるはずよ。大体が」と呼ぶ)(聴取不能)

なければですね、もうよろしいですか、それぞれの意見は。(古嶋津義君「私は異議があると言いました」と呼ぶ)(委員成松由紀夫君「異議があります」と呼ぶ)(聴取不能)

異議があろうとか、異議なしとかというのがいろいろあるのは当たり前なんです、進めていかなきゃいけないというのがありますんで、(委員成松由紀夫君「採決はとらんど」と呼ぶ)採決はとりません。

先ほど来から何回も言っておりますけれども、新庁舎建設に係るということについては、内容的なもの、予算の関係もですね、これまでも審議を特別委員会の中でしてきましたんで、題名がまず新庁舎建設におけるというようなことになってますんで、こちらの陳情第5号については特別委員会のほうで審議をしていただくということでよろしいでしょうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)(「異議あり」と呼ぶ者あり)(委員成松由紀夫君「委員長、それはちょっと強行じゃないの。異議ありつつつてんだから」と呼ぶ)

異議あるっていう、その内容が余りにも。(委員成松由紀夫君「いや、だからわかるでしょう。我々はこれは支所活用、支所の……」と呼ぶ)

亀田委員。

○委員(亀田英雄君) 特別委員会にはそのために福永部長も入ることだし、所管がえという委員長の説明どおりですよ。それでよかと思えます。

○委員長(野崎伸也君) 成松委員、私も、福

永さんもですね、入ってきて、特別委員会の中でいろいろ説明もされてるという経緯もありますんで、私はいいかと思うんですよ、特別委員会のほうで。(委員成松由紀夫君「それは納得いかぬな」と呼ぶ)申しわけないんですけど、納得いかぬとかっていうこと言ってもですたい、なかなかこれも進みませんので、納得いかぬところはそれぞれにいろんな場面であると思いますけれども、ここは。

ただそこで、総務委員会でしょうが、特別委員会でしょうが、それは一緒ですよ。所管をそこにこだわる理由がちょっとよくわからないというのがあります。

亀田委員。

○委員(亀田英雄君) 今までですたい、議運はずっと参加しとるばってん、こぎゃんもむることはなか。ありません。委員長の判断に従っていただきたい。

○委員長(野崎伸也君) よろしければですね、成松委員も古嶋委員も、異議のある委員もおられるかもしれませんけれども、スムーズにですね、きょう、今から本会議等もありますので、よろしければ委員会のほうです。いろんな委員会ありますけれども、どこの委員会でもですね、皆さん方、真剣に集中的にですね、審議はしていただけると間違いなく思っておりますので、委員長のお願いでございますので、そここのところ御理解いただければと思います。(「異議なし」と呼ぶ者あり)(委員成松由紀夫君「委員長、それはちょっとあんまり、数で押し切り過ぎたい。これは順当に総務だもん」と呼ぶ)

村上委員。

○委員(村上光則君) 今ちょっと、成松委員から数で押し切ってきてると。今まで自民党が多数おったときは数で押し切ってきたじゃないですか。(委員成松由紀夫君「いや」と呼ぶ)何で今になってから、そういう弱気なこと

を言いなすな。天下の自民党がそういうことを言うとおかしかよ。何ば言いよつとか。

○委員長（野崎伸也君） 済みません、今までもですね、賛否分かれるような、議運の中でもですね、あったかと思えますけれども、それは皆さん方の調整の中でやってこられたというふうに私も理解をしておりますので、何となくそういうところでもですね、互い違いはありますけれども、そこは、どこの委員会です、審査しても、審議しても、慎重審議されると私は思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。（委員成松由紀夫君「いや、全会一致で、やっぱり議運は」と呼ぶ）

成松委員、じゃあ、全会一致にはならぬでしょう。今、この場面を見てもですね、どぎゃんふうにして全会一致を求めていくかちゅうと、それは難しかです。じゃあ、総務委員会にすれば全会一致になるかて、ならぬでしょう。だから、今、委員長に一任されたというふうに私は思っています。（委員成松由紀夫君「いや、俺は一任してない」と呼ぶ）

亀田委員。

○委員（亀田英雄君） その前の段階で委員長一任しとつですよ。

○委員長（野崎伸也君） 私もそういうふうに理解をしますけど。（「それはできぬ」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。（委員外議員堀口晃君「番外発言を許していただけますか」と呼ぶ者あり）皆さん、番外から手が挙がっていますけれども。（「議長にさえさせんとに」「議長して委員長じゃないの」「まあいいんじゃない」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。

堀口議員。

○委員外議員（堀口 晃君） いいですか、皆さん。今、委員長の発言の許しをいただきましたので、発言させていただきたいと思います。

古嶋委員、成松委員がおっしゃるとおりだと思います。というのがですね、利活用については確かに総務委員会が所管というふうに私も思います。で、その中において、じゃあその中身はどうなのかというふうなことについてはですね、例えば総務委員会を開いたときに、この中で下から5段目ぐらいに書いてあるように、新庁舎の中で、市の方針は一極集中を計画されているとのことであるが、分散型を採用の上、分散型を採用していただいて、千丁・鏡支所の施設を有効活用というふうな部分の文言があります。これになるとですね、総務委員会で、じゃあ分散型なのか、集中型なのかという、総務委員会での議論はなかなか難しいように思います。

成松委員、古嶋委員がおっしゃるのよくわかります。これ以外の部分について、新庁舎にかかわりがないような部分の利活用であるならば、私は総務委員会だと思います。ところが、この辺の部分の中において、集中型を計画されているけども、分散型を採用してくれというふうな文言が入っている以上、これは総務委員会でどういうふうに、せつかく今、庁舎建設特別委員会ができておりますので、その部分で議論をしていただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（野崎伸也君） はい、ありがとうございました。

今ほど総務委員長のほうからもですね、ありましたけれども。済みません、（「よかったい、もう。前さ進めてよ」と呼ぶ者あり）議長も手を挙げる。（「手を挙げればいいじゃない」と呼ぶ者あり）

増田委員。

○委員（増田一喜君） 今ですね、言われてたけども、分散型を採用の上するでしょう。今、分散するのか、集中するのかさえもまだ決まっていな。この陳情書自体はもう、いつもだった

ら継続するでしょう、各委員会で。継続すりゃいいんじゃないですか。そうやって言うと、どこに。

○委員長（野崎伸也君） 付託をしないと、それはできませんので、増田委員。まず、付託先を決めないといけない。今、その話をしていますので。（委員増田一喜君「いや、そういうことを言いよるからね。だから総務じゃできないんだという」と呼ぶ）いやいや、ここの時点でそれはできないんですよ。ここでは委員会付託の今、話をしていますんで。その先の話です。

番外としてお手が挙がりましたので、鈴木田議長。

○議長（鈴木田幸一君） 先ほど、議長の意見ということで出ておりましたけれども、委員長の指図がありましたならばですね、指名がありましたならば言うつもりでございましたが、指名がありませんので、委員のほうからも、議長ぜひというような声を聞いておりますので、一応手を挙げさせていただきまして、私からの意見を、よろしかったならば参考にしてもらいたいと思います。

堀口議員が言われましたとおり、本来こういった案件については総務委員会が所管して内容を検討するべきだと思っております。

ただ、今回、私に直接この陳情書を持ってこられた方の話によりますとですね、鏡支所の活用についてということですね、持ってこられました。そのとき、どうしても新庁舎の建設に対する、いわゆる集中型と分散型ということで、そのことについて、今、非常に意見が分かれています。そういったことで、ぜひ新庁舎の建設については鏡の庁舎を活用してもらいたいという主旨で、この活用化というのを出すんだという主旨の話を聞いておりますので、私としては、請願・陳情者の意見に基づきますと、これは特別委員会のほうに話を進めていったほうが、今までも話が進んでおりますとおり、いい

話し合いができるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○委員長（野崎伸也君） はい、わかりました。いろいろですね、お話も、番外からですね、発言をしていただきました。

ということですね、いろいろとありますけれども、議運としてはですね、委員長としては、先ほど来から言っておりますとおり、陳情第5号については特別委員会のほうで審議をいただくということよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、陳情第6号・中心市街地活性化について、こちらについて、担当課は経済文化交流部商工政策課になりますが、こちらについても、先ほど来から言っておりますとおり、新庁舎建設というような文言が多岐にわたって出てきておりますので、こちらについても庁舎建設特別委員会のほうで審議をいただくということできたいと思います。

続いて、陳情第7号・日奈久温泉旅館協同組合震災復旧復興について、こちらの担当課は経済文化交流部観光振興課ということでございます。こちらは経済企業委員会に付託をいたします。

陳情第8号・「織屋」「レンガ倉庫」改修について、こちら、担当は経済文化交流部観光振興課ということになっておりますので、経済企業委員会に付託をいたします。

陳情第9号・鏡支所等の存続と活性化について、こちらについて担当課は企画進行部企画政策課ということでございますが、こちらについても、内容等を見ても新庁舎建設の関係でございますので、新庁舎建設特別委員会のほうに付託をいたします。

陳情第10号・新庁舎建設における鏡支所等の活性化について、こちら新庁舎特別委員会のほうに付託をいたします。

請願第11号以下14号まで、鏡支所の活性化についてということでは、こちらについても特別委員会のほうに付託をしていきたいというふうに思います。

以上です。

成松委員。

○委員（成松由紀夫君） この6号も新庁舎、これ。

○委員長（野崎伸也君） 新庁舎です。

○委員（成松由紀夫君） いやいや、これは新庁舎じゃないんじゃないの。これこそ中心市街地活性化の部分だから、これは経済じゃないのかな。経済文化交流で経済企業で1回もんで。

あのね、私は、よかですか、思うのは、さっき堀口委員長から話も出たけれども、まず担当委員会に1回付託して、その中で、総務から新庁舎に上げるなり、この中心市街地活性化あたりも経済からまた新庁舎に繰り上がってくるのか、そういう流れに持っていったほうが妥当じゃないの。そしたらもめないんじゃない。

○委員長（野崎伸也君） いや、もめないんじゃないなくて、一応この議運というのが、ここで付託先を決めていくというふうな流れがありますので、それこそ逆の話になってしまうものですから、ここでまず決めないといけないということなんです。逆に、ここじゃもめないよね、委員会にもまれても困るよねというような話になったら、議運を開催してる意味がなくなりますんで。ここでまずちゃんと決めないといけないと。（委員成松由紀夫君「いや、だから、一旦決めるならそれでいいんだけど、順当に行かんといかんし、その6号が」と呼ぶ）（「委員長、手ば挙げてしてもらわんば困るよ」と呼ぶ者あり）（委員成松由紀夫君「発言ばしよったい、手を挙げて」と呼ぶ）（「いや、指名されとらぬよ」と呼ぶ者あり）

成松委員。

○委員（成松由紀夫君） この6号については

新庁舎ということですか。

○委員長（野崎伸也君） はい、新庁舎です。これもですね、先ほどの5号とですね、関連があると思うとですよ。内容的に多岐にわたっているという部分があります。

成松委員。

○委員（成松由紀夫君） それはちょっと委員長の独断の見解じゃないかな。

○委員長（野崎伸也君） 御協議していただいて結構です。（委員成松由紀夫君「いやいや、結構ですじゃなくて、これは経済よ」と呼ぶ）

これもですね、項目が下に3項目ありますんで、分割付託でもですね、結構なんです。あえて委員長の案として、先ほど新庁舎特別委員会というようなことでお話をさせていただきましたんで。

分けましようかね、じゃあ。私の見解としてはですね、3番目だけが新庁舎建設に係らずに、経済企業に係るかなというような部分かと思えますんで、こちらのほうは分割しても結構かと思いますが、皆さん方、いかがでしょうか。

山本委員。

○委員（山本幸廣君） 分割ができれば分割してください。3については経済のほうに。成松委員もそういう分割の話が出ておりましたからですね。（委員成松由紀夫君「ほかのやつも総務と分割できぬとですか」と呼ぶ）それはできんたい、それは。これについては、今言いよったけんでから言いよつとやけんでから。

○委員長（野崎伸也君） 6の下の3項目あるけんが、一番下だけが、やっぱりそれは言いなごとだろうというふうに思いますので。

ということで、今ほど協議されております陳情第6号の1項目め、2項目めについては庁舎建設特別委員会、3項目めについては経済企業委員会ということで付託をしていきたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、ただいま御協議いただきましたとおり、各常任委員会及び特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（２）その他について、ここで議長より発言の申し出があつていますので、これを許します。

鈴木田議長。

○議長（鈴木田幸一君） 県議会側のほうから依頼文書に関する議長からのお願いであります。先ほど、関係委員会への参考送付となりました平成28年熊本地震に関する意見書提出につきましては、熊本県議会から熊本県市議会議長会を通じて依頼があつたもので、3つ依頼がありました。

1つが平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書、2番目に被災者生活再建支援法の改正を求める意見書、及び3番目に行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書の3本であります。

いずれの意見書も、甚大な被害をもたらした熊本地震から、一日も早く復旧・復興のために欠かせない要望事項と思われまますので、関係委員会での審査対象として十分なる御検討をいただけますよう、切にお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（野崎伸也君） ただいま議長からですね、関係する委員長にお願いということでございましたので、お酌みおきいただきたいというふうに思います。

ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 先ほどの付託先の件と、あと議長の見解の中で、持ち込まれた市民の方のお話の鏡支所の云々ということも含めて、一旦会派に持ち帰って、少しうちとしては話し合いをさせていただきたいと思います。

○委員（古嶋津義君） 確認ですが、先ほど地震の話が出ましたが、私もきのう9時半ごろちょっと休んだんですが、地震のことは全然知らんでですね、けさ聞きましたら、こっちのほうは震度3ぐらいだったそうです。その辺、今直下型だいけん、周辺だけがちょっとひどくてですね、ちょっと外れればそういう状況であつて、そういうところの見解はどうですか。

鏡の、誰か市役所の中で（聴取不能）、大したことはなからちゅうことを話ば、ちょっとコメントしてあつたごたあ。

○委員長（野崎伸也君） 今ですよ、（「小会ですか」「その他です」と呼ぶ者あり）その他で、今言われたんで、言われたのは私が冒頭お話をした、安否の確認ばせろよっていう話だったと思うんですけども、今、本当に、何ちゅうんですかね、情報伝達技術がもう発達しようもんだけん、以前はですね、ばんと出れば、この地方はこんだけて、もうそれでなかなかほかにはですね、伝わっていかぬ、事細かには伝わっていかぬということでしたけど、今はいろんな媒体ですぐ出るということで、確かに震源地は5だった、あとはこっちは3だった、2だったというのはあります。

そういったところはですね、非常に区分はですね、難しかつですけども、多分見解的にはですよ、気象庁とかが発表した震度、八代地方は何ですよというのがあれば、やっぱそれはしてもらいたいと、判断的にですね。そういった見解をですね、ちょっとまた皆さん方とちよっ

とお話もせんばいかぬかなというふうには思いますけれども、私的には一応、気象庁が一番の間違いない情報源というふうに捉えておりますんで、そここのところでですね、判断をまずはしていただきたいなというふうに思います。

成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 震源地判断。

○委員長（野崎伸也君） 震源地判断ちゅうか、熊本地方、八代地方はと気象庁のほうはですね、出ますので、事細かに出ないんですよ、鏡は何ぼとか、そういったことが、「（出とるよ）」と呼ぶ者あり）いや、テレビとかの画面では出ないんです。（「20分ぐらい経った後に、テレビで、もう八代市、ほかの地区は震度3ですと出たよ」「それは出る、出る」と呼ぶ者あり）

そういうのがありますんで、とりあえずは気象庁の部分を目指ちゅうか、先例としてですね、持っていたほうがいいんじゃないかというような話を今させていただいております。今後は協議をちょっとまた、やっぱり不備なところが多々あるんだろうと思いますんで、そこは今後、協議をまたさせていただければというふうには思っております。

山本委員。

○委員（山本幸廣君） 委員長、よろしいですか、関連で。今、古嶋委員のほうからですね、発言なされました。これ関連でありますけども、今はもうほとんどネットの時代、ITの時代になってまいりました。携帯でもスマホからですね、私は常に地震くんをよく見るんですけども、地震くんが大体1時間だったのが、もう最近は30分で地震くんが出てきます。それはもうリアルにですね、出てきますので。どここの場所もですね、地図に入ってきて、坂本のどのあたりということもですね、今回について震源地もですね、きちっと出て、あとについて

もですね、5か5弱から3、2、1ですね、4がなかったというような状況であります。それだけ広範囲の中でも震源地から何キロでもですね、震度数が変わってくるというのが現実であります。

で、私たちが申し合わせしたのは、やはり委員長言われたような申し合わせしておりますが、じゃあどこで物差しをきちっとすることになればですね、やはり私は当初出てきたのが、熊本県八代市、5弱と出てきましたので、こういうのはやっぱりきちっとした中に、当初ですからですね、これをひとつみんなと一緒に申し合わせしとけばいいんじゃないかと思えます。そこあたりは、きょう、委員長のほうから諮ってください。

○委員長（野崎伸也君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 今ですね、諮っていただきたいというような話もありましたけれども、古嶋委員、やはり、ここはどしこ、あっちはどしこって言うてもですね、やっぱり同じ八代市ですんで、何かあったらやっぱり御参集いただくかんばんというともありますから、やっぱり最初の、当初のですね、一番最初、速報のところ、やっぱりまずは考えていかんといかぬかなというふうには思います。古嶋委員、そういった考えでよろしいでしょうか。

古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 今、特に分散しておりますから、ここで大概震度が出ますので、本当は3か2だったわけでしょうし、特にけさは新聞がお休みで、見る暇もなくてですね、うちんとからちょっと、私も本宅と別宅で2つあります。本宅のほうで、今、寝ておりますもんですから、話がですね、後から聞きましたです。爆睡して全然知らぬだったもんでから、ああ、そぎゃんかって言われました。

山本委員。

○委員（山本幸廣君） 危機管理が担当やけん、事務局長、ちょっとこれだけはですね、きょう、このような問題が出ましたので、危機管理によって、八代市に地震の測定器、幾つあるのかで、私は2つしか記憶がないんですけども、平山と高専のところと松江という形ですね、そこあたりについて、いろいろと要望がっております。

○議会事務局長（東坂 宰君） 現在、八代市におきます震度計はですね、今、山本委員からお話ございました松江城町と平山新町、これが旧八代市です。それから、旧郡部につきましては、坂本、千丁、鏡、東陽、泉の各支所と、泉にはもう1個ですね、別個、支所以外にもございまして、今それだけの地震の観測所が設置されている状況でございます。

○委員（山本幸廣君） 八代市からですね、たくさんの方が要望あったけん、八代市が2つしかないということですね、もう少し設置してほしいという要望があつてきておるものから、そこあたり、いくつあるかなあということですね。はい、そういうことです。

○委員長（野崎伸也君） 今の件についてはですね、議員各位、また、代表の方ばかりですので、各議員にもお伝えをいただきたいというふうに思います。速報でですね、判断をまずはしていただきたいというところです。

◎その他

○委員長（野崎伸也君） 次に、3番のその他について、何かありませんか。

鈴木田議長。

○議長（鈴木田幸一君） 先ほど、議長の意見を求められたとき、私、言葉足らずで、一言添えねばならぬことを言っておりませんでしたので、一言添えたいと思います。

私たち議会というのは、いずれにいたしましても、それぞれの組織の中でいろんな意見等を

申す場所であります。今回の請願・陳情につきましては、最大限に私が尊重しなければならないのは、やはりこの議会運営委員会の決定事項に従って私は行動するべきだということを一言言っておりませんでしたので、このことを申し添えておきます。

以上です。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） ほかになければ、以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

（午前9時58分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成28年6月13日

議会運営委員会

委員長